

政策的随意契約による物品の調達(役務の提供)について (契約前公表)

物品調達について、次のとおり地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定により随意契約を行うので、石川県財務規則第 130 条の 2 第 2 号の規定により公表する。

令和 5 年 4 月 3 日

石川県知事 馳 浩

1 随意契約する内容

(1) 調達物品(役務)名

トリガイ飼育補助業務

(2) 調達物品(役務)の規格・数量等

飼育水槽・飼育器具の洗浄等

1 日あたり 2 人、8:30~16:30 (うち休憩 1 時間を含む)

(3) 納入期限(履行期間)

令和 5 年 4 月 17 日(月) から令和 5 年 5 月 31 日(水) までの

県が別に定める 27 日間

(4) 発注所属及び納入場所

住 所: 石川県鳳珠郡能登町宇出津新港 3-7

所 属: 石川県水産総合センター

連絡先: TEL 0768-62-1324 FAX 0768-62-4324

2 契約相手方の選定基準

石川県内に所在すること。

障害者総合支援法に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業(生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業所に限る。)を行う施設に指定されている施設であること。

高齢者等の雇用の安定等に関する法律に規定するシルバー人材センターであること。

3 契約相手方の決定方法

(1) 見積合わせを行い、予定価格の制限の範囲内で最低価格を提示した施設と契約する。

(2) 見積書の提出が 1 施設のみであった場合は、予定価格の制限の範囲内であるか確認のうえ契約する。

4 見積書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和 5 年 4 月 11 日(火) 14 時

(2) 提出先

住 所: 石川県鳳珠郡能登町宇出津新港 3 丁目 7 番地

所 属: 水産総合センター

連絡先: TEL 0768-62-1324 FAX 0768-62-4324